

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	株式会社アエリア
【英訳名】	Aeria Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 祐介
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03-3587-9574
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 清水 明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03-3587-9574
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 清水 明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 300,069,900円 新株予約権証券 10,616,931円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 910,826,631円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	133,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式(以下「本新株式」という。)の発行は、平成27年6月26日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	133,900株	300,069,900	150,034,950
一般募集			
計(総発行株式)	133,900株	300,069,900	150,034,950

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は150,034,950円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,241	1,120.5	100株	平成27年7月13日(月)		平成27年7月13日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当ては行われないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アエリア 管理本部	東京都港区赤坂五丁目2番20号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿一丁目17番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	4,017個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	10,616,931円
発行価格	新株予約権1個につき2,643円 (新株予約権の目的である株式1株当たり26.43円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年7月13日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アエリア 管理本部 東京都港区赤坂五丁目2番20号
払込期日	平成27年7月13日
割当日	平成27年7月13日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿南口支店

(注) 1. 第12回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成27年6月26日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。

Oakキャピタル株式会社

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式401,700株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金2,241円とする。ただし、本欄第2項の定めるところに従って調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本欄第2項第(2)号の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第2項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5)本欄第2項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外に、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本欄第3項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金910,826,631円</p> <p>(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年7月13日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成29年7月12日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アエリア 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって調整された場合は調整後行使価額とする。)の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金2,643円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>(7) その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
- 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行
- 当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. 株券の不発行
- 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
5. 株式の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
6. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,210,896,531	5,500,000	1,205,396,531

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行の払込金額300,069,900円及び本新株予約権の払込金額の総額(10,616,931円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(900,209,700円)を合算した金額であります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、新株予約権の公正価値算定費用、並びに本株式及び本新株予約権の発行に関する関連資料の弁護士費用を含めた総額5,500,000円を予定しております。
- 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
- 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 【手取金の使途】

(本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
新規タイトル(2本)の開発費、並びに広告宣伝費	299,000,000円	平成27年7月～平成27年12月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

(本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
配信中既存タイトルの追加開発費、並びに広告宣伝費	300,000,000円	平成27年7月～平成28年7月
新規タイトル(2～3本)の開発費、並びに広告宣伝費	606,396,531円	平成28年1月～平成29年7月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

- スマートフォンの性能は年々向上しており、ユーザーの求めるゲームの水準も高くなっていくと思われる、それに対応して配信中既存タイトルの追加開発費増加、及び新規タイトルの開発費増加を見込んだ金額としております。
- 上記資金の充当については、支払時期の早いものから充当してまいります。
- 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金での充当もしくは開発規模の見直し、広告宣伝費削減で対応予定です。

当社グループの成長戦略は、オンラインコンテンツ事業をコア事業と位置づけ、国内外市場において様々なエンターテインメントを積極的に提供することにより、事業の拡大を図り、継続的な事業成長と収益力の向上を経営目標にしております。

オンラインコンテンツ事業

オンラインコンテンツ関連市場は、スマートフォンやタブレットなどに移行する中、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、その内容はより複雑化・高度化しております。また、コンテンツの開発費用や広告宣伝費のコストが増加するだけでなく、ユーザーの獲得競争も一層激化しております。こうした状況下において、当社は、早期収益化と将来に向けた成長を実現するため、スマートフォン向けゲームにおいて競合他社を凌駕する大型かつ斬新なタイトルを今後複数開発することを経営戦略として進めております。

<スマートフォン向けゲームの拡充とグローバル戦略を推進>

これまでの具体的な事業戦略として

- ・「Klee(クレイ)～月ノ零舞う街より～」 「ヴァリアスモンスターズ」 「プリズムファンタジア～精霊物語～」を開発し、国内外でサービス提供を実施しております。
- ・「Klee(クレイ)～月ノ零舞う街より～」は、平成26年4月に国内でサービス開始後、累計190万ダウンロードを突破し、好調に推移しております。
- ・平成27年1月には韓国最大のポータルサイトを運営するダウムカカオ社と提携し、同社の累計5億ダウンロードを有するメッセージアプリ「カカオゲームプラットフォーム」で「Klee(クレイ)～月ノ零舞う街より～」の配信を準備しております。さらに「ヴァリアスモンスターズ」は平成27年1月27日より台湾にて配信を開始いたしました。

当社は世界シェア拡大を図るため、当社のスマートフォン向けゲームをアジア主要各国中心に、米国、欧州へと展開を拡げていくグローバル戦略を積極的に推進しております。

平成27年2月には人気アニメ「DD北斗の拳」のゲームアプリ開発を決定するとともに、株式会社角川ゲームスと共同でモバイルゲーム事業への取り組みを行うことに合意しております。今後、ますます多様化の進む市場において、競争優位性を確保するため、付加価値の高いゲーム開発に傾注してまいります。

<積極的なM&Aによるオンラインコンテンツ事業の拡大>

オンラインコンテンツ事業の強化策として、平成26年12月に台湾大手PCオンラインゲーム運営会社の日本法人である株式会社ガマニアデジタルエンターテインメント(平成27年6月1日付で株式会社エイジへ商号変更)を完全子会社し、さらに、平成27年6月には数々の開発実績を持つ株式会社リベル・エンターテインメントを完全子会社化いたしました。株式会社リベル・エンターテインメントは、事前登録にて多くの反響を頂いております「アイチュウ」のサービス提供を本日開始予定としております。今後、コンテンツの共同開発、企画、運営における資源の相互活用に取り組んでまいります。

また、今後も開発実績のあるゲーム開発会社に積極的なM&Aを実施することにより、スマートフォン向けゲーム開発における多様性の確保を図り、良質なゲームタイトルにリソースを集中させ、積極的に市場投入してまいります。

【今後の事業戦略のポイント】

- ・既存ゲームの機能改善及び強化、付加価値向上
- ・主要メディアでのプロモーションによる集客力拡大
- ・開発ライン増加による、早期売上拡大
- ・グローバル展開の強化による、世界シェア拡大

ITサービス事業

< M & A や業務提携による事業領域の拡大並びに収益基盤の確保 >

ITサービス事業においては、子会社である株式会社エアネットの平成26年12月期の売上高が709百万円、当期利益が52百万円と、当社グループに安定したキャッシュフローを創出し、収益基盤の確保に貢献しております。平成27年4月にはオンライン電子出版に特化したアフィリエイト事業を展開している株式会社インフォトップキャピタルを完全子会社化したことにより、当社グループで培ってきたモバイル事業やシステム構築と運営などのノウハウを生かし、M & A や業務提携によるITサービス事業領域の拡大や、収益基盤の確保を図っていく方針であります。

当社は、オンラインコンテンツ事業の更なる事業拡大を図るべく、スマートフォン向け新規ゲームを複数タイトル開発することを主目的として、平成26年2月18日開催の取締役会において、あかつき証券株式会社を割当先とする新株予約権の発行を決議いたしました。しかし、当社の株価が下限行使価額である2,500円を下回る水準で推移したことにより、権利行使が想定どおり進捗せず、本新株予約権は平成27年3月4日に170個(17,000株)が行使価額2,500円で行使され、総額42,500,000円の払込みを得たのみに留まり、当初計画した資金需要を満たす結果とはなっておりません。本調達資金については、当初の予定どおり大型タイトルの開発資金として充当しており、資金使途である平成26年12月期第2四半期までに大型1タイトル、平成27年上期に大型1乃至2タイトルの開発に係る未調達資金については手元資金で充当いたしました。また、平成27年下期以降に1乃至2タイトルについては今回の資金使途である新株式の発行に係る資金使途で充当予定としております。

新規タイトル及び配信中の既存タイトルにおいては、スマートフォン向けゲーム市場でのユーザー嗜好の多様化による開発費の高騰及びマーケティング、プロモーションにおける広告宣伝費の高額化に伴い今後も多額の資金が必要となります。上記の費用はいずれも先行投資となる一方で、それらの収益化の時期や規模などについては不確定な要素があることを考慮しつつ、当社の財務の健全性を維持していくためには、手元資金は可能な限り確保し、新たな資金調達の実施が必要だと判断いたしました。このような状況下、当社はあらゆる資金調達の選択肢について、当社のビジネスモデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先から調達することを検討し、今回、本件第三者割当増資を実施し、資金調達することを決定しました。

当社は、スマートフォン向けゲームアプリの開発を加速させるとともに、成長継続中のモバイルゲーム市場における確固たるシェアを早期に獲得していただくことが、オンラインコンテンツ事業の収益性を向上させ、当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主の株主価値の向上につながるものと考えております。

なお、当社は本資金調達の実施に当たり、本日付け「第5回乃至第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」の通り、残存する本新株予約権の全部を手元資金にて取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを決定いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ロックアップについて

本新株式・本新株予約権の募集に関連して、Oakキャピタル株式会社との間で平成27年7月13日締結予定の「総数引受契約」の締結日以降（イ）払込期日から6か月間が経過した日又は（ロ）本新株式・本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行（但し、株式分割を含まない。以下同じ。）又は交付若しくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行若しくは交付の形態を問わない。以下同じ。）又はこれに関する公表を行わない。

前項に加えて、当社は、払込期日から6か月間が経過した日以降、（イ）さらに6か月間が経過した日又は（ロ）本新株式・本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株式の発行価額・本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での対象有価証券の発行又は交付若しくは処分又はこれに関する公表を行わない。

但し、上記の定めは、当該対象有価証券の発行等が当社の成長戦略に資するものとしてOakキャピタル株式会社が事前に書面により同意したときにはこれを適用しない。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株式により取得した当社の株式を、本新株式の発行価額の150%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の150%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の50%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、当社がOakキャピタル株式会社と本契約の締結と同日付で締結する本新株式に係る総数引受契約に基づく当社普通株式の発行及び交付を除く。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との平成27年7月13日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

2. 先買権について

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。

Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項第 号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付（上記ストック・オプション目的により付与された新株予

約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき
開示書類に記載された既発行の第8回乃至第11回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき
上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

(3)違反時の手続

当社が上記「(1)新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との平成27年7月13日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

a 割当予定先の概要	
名称	O a kキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 事業年度 第154期 (自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出
b 提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成27年6月26日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社が、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で、当該資金調達に賛同いただける事業会社や投資会社等を割当予定先として検討してまいりました。その中で、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の成長戦略や資金需要、経営方針、将来的な目標等についてご理解いただけることを条件として、企業価値と株主価値の向上に繋がる割当予定先として、O a kキャピタル株式会社を選定いたしました。

割当予定先のO a kキャピタル株式会社につきましては、ゲーム開発会社への投資実績があることや、上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、同社を割当予定先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。

当社は、現状の手元資金について、スマートフォン向けゲーム市場においてユーザー嗜好の多様化による開発費の高騰及びマーケティング、プロモーションにおける広告宣伝費の高額化に対応しつつ、財務の健全性を維持していくためには可能な限り手元資金は確保しておくべきと考えております。一方で、資金調達に際し、既存株主の利益のためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると考えておりあります。本資金調達については、スマートフォン向けゲームの開発費及び広告宣伝費に投下する予定であり、新規タイトル及び配信中の既存タイトルへの段階的に発生する費用に対応した調達方法として、間接金融及び直接金融について検討してまいりました。まず、間接金融（金融機関等からの借入）による資金調達については、代表的な方法である金融機関等からの借入は、金額・借入実行日も固定されて段階的な開発資金の調達とマッチングせず、コミットメントライン設定も1年毎の見直しになり安定性を欠きます。直接金融による資金調達として代表的な方法である公募増資については、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でない判断いたしました。また、第三者割当による新株予約権の発行については平成26年2月に実施しており、当社株価が下限行使価額を下回る水準で推移しているため、権利行使が想定どおり進捗しておりません。しかしながら、新株予約権による資金調達は、株式の急激な希薄化を抑制することができ、当社の資金需要とも合致しているため、株主の利益保護を図りつつも直近一年間の株価実績から実現可能な行使価額への設定で検討してまいりました。そうした中、同社より、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながらの資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受け、この提案内容が、他の複数の候補先からの提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社の条件に最も合致するものであったことから、平成27年6月26日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のO a kキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の

策定や営業支援を行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

(3) 割り当てようとする株式の数

Oakキャピタル株式会社：本新株式による当社普通株式 133,900株
本新株予約権の目的である株式の総数 401,700株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社と当社の間で、本新株式及び本新株予約権の権利行使後により取得する当社普通株式につきまして、保有方針に関して特段の取決めをしておりますが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針を口頭で確認しております。

また、本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

なお、当社は、Oakキャピタル株式会社から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から、本新株式の払込金額、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、平成27年2月6日提出された平成27年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表及び平成27年6月26日に提出された平成27年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた財務諸表から、Oakキャピタル株式会社が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資金を保有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、同社が平成27年5月1日に株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力との関係は認められません。

当社は、同社と反社会的勢力との関係は確認できないこと、また同社は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であることから、同社及び同社役員は反社会的勢力との関わりがないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを防げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日(平成27年6月25日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値2,241円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値2,241円は、当該直前営業日までの1カ月間の終値平均2,078円(発行価額との乖離7.84%)、当該直前営業日までの3カ月間の終値平均は1,744円(同28.50%)、当該直前営業日までの6か月間の終値平均は1,786円(同25.48%)となっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:代表取締役 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価2,241円(平成27年6月25日の終値)、権利行使価額2,241円、ボラティリティ66.64%(平成25年5月から平成27年5月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.003%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施しております。

本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日(平成27年6月25日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考にし、加えて割当予定先との協議の結果、直近一年間の株価実績から実現可能な水準と判断し2,241円といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前営業日(平成27年6月25日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成29年7月12日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価額と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額(ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額)の150%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額2,241円に150%を乗じた3,361円(小数点以下切捨て)(ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより行使価額が調整された場合は、調整後の行使価額に基づいて計算されます。)としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

$$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{行使による発行株式数})$$

なお任意取得条項の発動時の株価水準である3,361円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が3,295円に低下するとの前提としております。

$$\text{行使後の株価} = (3,361円 \times 6,449,260株 + 2,241円 \times 401,700株) / (6,449,260株 + 401,700株) = 3,295円$$

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり2,510株(最近2年間の日次売買高の中央値である25,100株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり2,642.2円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり2,643円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、同社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して同社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額と同額の払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数は、133,900株(議決権の数は1,339個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数401,700株(議決権の数は4,017個)を合算すると535,600株(議決権の数は5,356個)となり、平成27年6月26日現在の当社普通株式の発行済株式総数6,449,260株より自己株式25,919株を差し引いた6,423,341株(議決権総数64,229個)に対する希薄化の割合は8.34%(議決権の総数に対する割合は8.34%)となります。これにより既存株主様におかれましては、株式持分及び議決権比率の低下並びに1株あたりの純資産額が変動いたします。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますOakキャピタル株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は261,312株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は186,566株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は219,878株、となっており、一定の流動性を有しております。

す。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数401,700株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は820株となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の0.31%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の0.44%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の0.37%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決数の割合(%)
長嶋 貴之	東京都千代田区	1,518,800	23.65	1,518,800	21.83
小林 祐介	東京都千代田区	1,142,300	17.79	1,142,300	16.42
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号			535,600	7.70
高濱 憲一	CAIMHILL ROAD, SINGAPORE	311,700	4.85	311,700	4.48
菅野 秀彦	DEVONSHIRE ROAD, SINGAPORE	311,700	4.85	311,700	4.48
TUSCAN CAPITAL LLC	910 FOULK ROAD, SUITE 201, WILMINGTON DE 19803 U.S.A	294,300	4.58	294,300	4.23
GAMANI INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	4TH FLOOR HARBOUR PLACE 103 SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN POBOX10240 GRAND CAYMAN KY11002 CAYMAN ISLAND	226,400	3.53	226,400	3.25
林田 浩太郎	神奈川県横浜市鶴見区	174,762	2.72	174,762	2.51
アエリアグループ役員持株会	東京都港区赤坂5-2-20	90,500	1.41	90,500	1.30
牟田 正	神奈川県横浜市青葉区	74,898	1.17	74,898	1.08
計		4,145,360	64.54	4,680,960	67.27

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年12月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成26年12月31日以降の株主の異動を加味して平成27年6月26日現在の総議決権数(64,229個)における所有議決数の割合を記載しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年6月26日現在の総議決権数(64,229個)に、本新株式による発行株式133,900株及び本新株予約権の目的となる株式の数401,700株により増加する議決権数(5,356個)を加えた数によって算出しております。
3. 平成27年6月26日現在の発行済株式総数は6,449,260株であります。
4. 「総議決権数に対する所有議決数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決数の割合」は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 . 事業等のリスクについて

第四部 組込情報である有価証券報告書（第13期）及び四半期報告書（第14期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日（平成27年6月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2 . 臨時報告書の提出について

組込情報である第13期有価証券報告書の提出日（平成27年3月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年6月26日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年4月1日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成27年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 10円 総額 52,557,810円

□ 効力発生日

平成27年3月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

長嶋貴之、小林祐介、清水明、乙田宗良、三宅朝広の5名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社又は当社子会社の従業員のうち当社取締役会決議によって定めるものに対しストックオプションとして新株予約権（上限：200個）を発行するものであります。

第4号議案 当社と株式会社インフォトップキャピタルとの株式交換契約承認の件

平成27年4月24日を効力発生日として、当社を完全親会社、株式会社インフォトップキャピタルを完全子会社とする株式交換契約を承認するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	38,738	109	0	(注) 1	可決 99.72
第2号議案 取締役5名選任の件					
長嶋 貴之	38,720	127	0	(注) 2	可決 99.67
小林 祐介	38,720	127	0		可決 99.67
清水 明	38,719	128	0		可決 99.67
乙田 宗良	38,720	127	0		可決 99.67
三宅 朝広	38,720	127	0		可決 99.67
第3号議案 ストックオプション として新株予約権を 発行する件	38,663	184	0	(注) 3	可決 99.53
第4号議案 当社と株式会社イン フォトップキャピタ ルとの株式交換契約 承認の件	38,707	140	0	(注) 3	可決 99.64

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(平成27年4月24日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社インフォトップ
住所 東京都渋谷区代々木1-35-4 代々木クリスタルビル5階
代表者の氏名 代表取締役 市之川 匡史
資本金 1,500万円
事業の内容 電子出版・販売ポータルサイト

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前	個
異動後	437 個（うち間接所有437個）
総株主等の議決権に対する割合	
異動前	%
異動後	100 %（うち間接所有100%）

(3)当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

平成27年3月2日付で締結した株式交換契約に基づき、平成27年4月24日付で本株式交換の効力が生じ、株式会社インフォトップの100%親会社である株式会社インフォトップキャピタルが当社の完全子会社になったことによるものであります。当該完全子会社の純資産の額が、当社の純資産の額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成27年4月24日

（平成27年4月27日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成27年4月24日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社リベル・エンタテインメント（以下「リベル」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社リベル・エンタテインメント
本店の所在地	東京都千代田区内神田三丁目5番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 林田 浩太郎
資本金の額	3,000千円
純資産の額	4,529千円（平成26年8月31日現在）
総資産の額	55,031千円（平成26年8月31日現在）
事業の内容	ソーシャルゲームの開発・運営 コンシューマーゲームの開発 ゲーム事業に関するコンサルティング業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

（単位：千円）

	平成24年8月期	平成25年8月期	平成26年8月期
売上高	67,178	105,189	195,974
営業利益	2,953	2,489	29,814
経常利益	2,397	3,131	29,196
当期純利益	2,327	3,201	28,520

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年4月24日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
林田 浩太郎	70.00%
牟田 正	30.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	

	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 当該株式交換の目的

当社は、オンラインコンテンツ事業、ITサービス事業を軸に「Klee（クレー）～月ノ零舞う街より～」、「ガンガン！！バトルRUSH！」などの人気タイトルを始めとしたスマートフォン、タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業並びに、超大作MMORPG「Dragon's Prophet」などのオンラインゲームの配信・運営事業を行っております。また、一部コンテンツでは既にユーザー様から高い評価を頂いており、経営資源をこの分野へより一層注力しております。

リベルは、ソーシャルゲーム及びコンシューマーゲームの受託開発を行っております。主な開発実績として、株式会社スクウェア・エニックスにて配信中のスマートフォン向けタイトル「乖離性ミリオンアーサー」の開発を手掛けており、このタイトルはサービス開始2か月で900万ダウンロードを達成する人気タイトルとなっております。

また、リベル代表の林田氏は、昭和58年4月に株式会社セガ・エンタープライゼス（現株式会社セガゲームス）に入社後、世界的なヒット作である「ソニック・ザ・ヘッジホッグ」の企画及びゲームデザイン担当として活躍し、同社タイトルであります「アレックスキッド」、「ファンタシースター」、「シャイニングフォース」においても開発経験がございます。

さらに、本年4月20日に公式サイトをオープンしました、同社初の自社タイトルである恋愛リズムアドベンチャーの「アイ チュウ」（Android/iOS）につきましては、サイトオープン2日目で公式Twitterのフォロワー数が5,000名を突破するなど、5月中旬開始予定の事前登録に向けて順調に推移しております。なお、「アイ チュウ」の配信サービスは、6月を予定しております。

オンラインコンテンツ関連市場におきましては、PCオンラインゲームに加え、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴う利用者数の拡大を背景に、Android/iOSをはじめとするプラットフォームの多様化が進み、引き続き成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しております。

このような市場環境に対応するには、ユーザーの満足度をより高めたコンテンツ作りが求められ、PCオンラインゲームで運営ノウハウ及び開発力を培ってきた当社と、コンシューマーゲーム及びスマートフォン向けゲームでの開発実績をもつリベルとが、コンテンツ共同開発並びにコンテンツの効率的な運営をすることにより、当社のオンラインコンテンツ事業の基盤強化に大きく貢献することが期待できます。又、リベルにとっても両社の経営資源を集中することにより資金面での制約が緩和され、両社の更なる発展につながると判断いたしました。それぞれの得意分野を生かしながら両社の事業を共に拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねて参りましたところ、リベルが当社のグループに加わり、シナジー効果を発揮することが最善の策であると合意に至り、本株式交換による完全子会社化を行うことになりました。

今後、当社及びリベルは企画、開発、運営における資源の相互活用により、両社の強みを生かした新しいゲームの制作、成長が見込まれる海外市場や新しいゲームプラットフォームを見据えた事業展開を行うことで、さらなる成長の実現を目指しております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、リベルを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第796条3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社の株主総会の承認を受けずに、リベルについては、平成27年4月24日開催の臨時株主総会において本株式交換契約が承認可決されたため、平成27年6月1日を効力発生日として行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社アエリア (完全親会社)	株式会社リベル・ エンタテインメント (完全子会社)
株式交換比率	1	4,161
株式交換により交付する株式数	普通株式：249,660株	

(注1) 株式の割当比率

リベルの普通株式1株に対して、当社の株式4,161株を割当て交付いたします。

(注2) 本株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式249,660株

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満株式）を保有することになるリベルの株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

株式交換契約の内容

当社及びリベルが平成27年4月24日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社アエリア(住所:東京都港区赤坂五丁目2番20号。以下「甲」という。)と株式会社リベル・エンタテインメント(住所:東京都千代田区内神田三丁目5番3号。以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当て)

甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という)に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計数に4,161を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

なお、前段に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条(増加すべき資本金及び準備金の額)

本株式交換により、増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日(第4条にて定義する)までの事情の変更により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 本株式交換により資本金の額は増加させません
- (2) 資本準備金 会社計算規則に従い、甲が別途定める額

第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年6月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条(株式交換承認総会)

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、平成27年4月24日を開催予定日とする臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第6条(会社の財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条(条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の

達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

1. 本契約は、効力発生日までに第5条第2項に規定する乙の株主総会の承認が得られない場合には、その効力を失う。
2. 本株式交換について、会社法第796条第4項に従い甲の株主総会の承認を要する事態となった場合には、甲乙協議の上、その対応を決定する。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年4月24日

東京都港区赤坂五丁目2番20号

甲：株式会社アエリア
代表取締役社長 小林 祐介

東京都千代田区内神田三丁目5番3号

乙：株式会社リベル・エンタテインメント
代表取締役社長 林田 浩太郎

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びリベルから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「T F A」）を選定し、平成27年4月23日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

T F Aは、上場会社である当社株式については、東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を平成27年4月23日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3か月、6か月の各期間の株価終値単純平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるといった問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値～最大値を市場株価法による算定結果としております。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	1,430.00 ~ 1,822.33

一方、リベルの株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であるため、D C F（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用いたしました。リベルが作成した平成27年8月期～平成29年8月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、平成27年8月期には営業損失82百万円、平成28年8月期には営業利益63百万円と大幅な増減益となる事業年度が含まれております。平成27年8月期についてはスマートフォン向け自社タイトルへの積極的な先行投資により営業損失を予測しておりますが、平成28年8月期は自社新作タイトルの販売による売上の増加及び利益率の向上等が含まれていることによります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

採用手法	算定結果（円）
D C F 法	5,663,140 ~ 6,921,615

上記方式において算定されたりベルの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	リベル	

市場株価法	D C F 法	3,107.63 ~ 4,840.29
-------	---------	---------------------

T F A は、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。T F A の株式交換比率の分析は、平成27年4月23日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

算定の経緯

当社及びリベルは、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「T F A」）から提出を受けた株式交換比率の算定結果、ならびに両社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

T F A は、当社及びリベルの関連当事者には該当せず、当社及びリベルとの間で重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アエリア
本店の所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 小林 祐介
資本金の額	258百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	オンラインコンテンツ事業 I T サービス事業

(平成27年6月1日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社リベル・エンタテインメント
住所 東京都千代田区内神田三丁目5番3号
(平成27年6月1日東京都千代田区内神田二丁目15番2号へ本店移転)
代表者の氏名 代表取締役社長 林田 浩太郎
資本金 300万円
事業の内容 ソーシャルゲームの開発
運営コンシューマーゲームの開発
ゲーム事業に関するコンサルティング業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 個

異動後 60 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 %

異動後 100 %

(3)当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

平成27年4月24日付で締結した株式交換契約に基づき、平成27年6月1日付で本株式交換の効力が生じ、株式会社リベル・エンタテインメントが当社の完全子会社になったことによるものであります。当該完全子会社の売上高の総額が、当社の売上高の総額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成27年6月1日

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第13期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第1四半期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日	平成27年5月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月30日

株式会社アエリア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 友裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 英之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記2に記載されているとおり、会社は平成27年3月2日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社インフォトップキャピタルを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。当該株式交換契約については、平成27年3月27日開催の会社の定時株主総会において承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アエリアの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アエリアが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．内部統制報告書に記載のとおり、会社は、平成26年12月24日付けの株式交換により連結子会社となった株式会社ガマニアデジタルエンターテインメントの財務報告に係る内部統制について、やむを得ない事情により十分な評価手続を実施できなかったとして、期末日現在の内部統制評価から除外している。これは、当該会社の内部統制の評価には、相当の期間が必要であるが、株式交換が当連結会計年度末日直前に行われており、当事業年度の取締役会による決算承認までの期間に評価を完了することが困難であったことによる。

2．内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、平成27年3月2日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社インフォトップキャピタルを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。当該株式交換契約については、平成27年3月27日開催の会社の定時株主総会において承認可決されている。これにより、翌期以降の会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月30日

株式会社アエリア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 水野 友裕 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリアの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記3に記載されているとおり、会社は平成27年3月2日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社インフォトップキャピタルを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。当該株式交換契約については、平成27年3月27日開催の会社の定時株主総会において承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月14日

株式会社アエリア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野友裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記1.に記載されているとおり、平成27年4月24日において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社インフォトップキャピタルを株式交換完全子会社とする株式交換の効力が生じ、完全子会社化が完了している。
- 重要な後発事象に関する注記2.に記載されているとおり、会社は平成27年4月24日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社リベル・エンタテインメントを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。